

木造住宅解体工事費補助制度

豊橋市木造住宅解体工事費補助事業は、木造住宅の地震による倒壊等の被害防止を目的とした、耐震診断結果に基づく解体工事費の一部を市が補助する制度です。

対象となる住宅

豊橋市が行っている木造住宅無料耐震診断を令和5年度までに受け、
診断の判定値が1.0未満と判定された住宅（延べ面積30㎡以上のもの）が対象です。

⚠️ 申請前に契約・着工・工事完了をしてしまうと補助金の対象となりませんのでご注意ください！！

対象となる工事

無料耐震診断を受けた住宅の一棟全てを解体する工事が対象です。

（ただし、昭和56年5月31日以降に増築された部分については除外することができます。）

※受付は令和6年4月中旬頃からです。申請後、補助金交付決定があった日から起算して30日以内に工事着手としてください。

申込受付期間：令和6年12月27日（金）まで

※工事完了後、令和7年2月28日（金）までに完了報告書を提出できる建物が対象です。

※予算件数に達した時点で締め切らせていただきますので、お問い合わせ下さい。

補助金額

無料耐震診断を受けた住宅の解体工事費（対象項目のみ）の23%額、又は30万円のいずれか小さい額を補助します。

（参考例）

解体工事費（対象項目のみ）150万円の場合、23%額は150万円×0.23＝34.5万円となりますが、上限30万円のが小さい額となりますので、補助金額は30万円となります。

豊橋市役所 建設部 建築物安全推進課
TEL：0532-51-2375

申請から補助金支払いまで

申請から補助金支払いまでの流れと提出書類を確認して、
提出・連絡漏れのないよう注意してください！

木造住宅無料耐震診断の結果
判定値 1.0 未満

① 補助金の交付申請

申請受付は4月中旬からです。
※予算件数に達した時点で締め切
らせていただきます。

② 着手届の提出

まずは申請をし、
補助金交付決定通知後に、
工事契約をして下さい！

交付決定通知の記載日から
30日以内に着工してください。

③ 工事の着工

④ 工事の完了

⑤ 事業実績報告書の提出

工事完了の日から起算して 30日以
内、又は交付決定のあった日の属する
年度の 2月末日までのいずれか早い日
までに提出してください。

補助金請求書の提出後
から1か月程度で振込
みいたします。

⑥ 補助金の請求